

まちづくり分野における
ソーシャル・インパクト・ボンドの活用調査検討に
向けた実証事業

公募要領の補足資料

2019年 7 月

国土交通省都市局まちづくり推進課

株式会社日本総合研究所

1. モデル事業の定義について

- モデル事業の定義については、モデル団体が実施するSIBを活用して行う、まちづくりに資する事業とします。

2. モデル事業の範囲について

- モデル事業の範囲については、原則として、SIB事業（成果連動型の報酬支払方式による事業の発注と当該業務への民間資金の活用（事業実施のために必要となる資金について民間の資金提供者より調達すること））を対象とします。
- ただし、民間資金の活用については、モデル事業の範囲から除外することができるものとします。なお、モデル事業の範囲から民間資金の活用部分を除外した場合であっても、実施したモデル事業において、民間資金の活用を行った場合に想定される課題等のとりまとめを行う際に、モデル団体は日本総研が求める情報を提供いただく場合があります。
- モデル団体が複数のモデル事業を実施することも認めます。ただし、委託経費は公募要領に記載の上限金額を上回ることはできません。

3. 委託経費の使途について

- 日本総研がモデル団体に支払う委託経費については、実証事業実施のための費用とし、実際にモデル団体に発生した費用にのみ充当できるものとします。また、モデル団体が受領した委託経費が、実際の費用の額を上回る場合には、モデル団体は受託者に対して差額を速やかに返還する必要があります。
- モデル団体がSIB事業者（事業実施主体となる民間事業者）に支払う成果報酬は、実質的に施設等の整備費（リノベーション等の改修に係る費用を含む。）及びこれと関連して一体不可分なソフト事業費（人件費、賃借料その他の経常的な経費を除く。）に充てられるものとします。ただし、モデル団体が成果報酬の一部について、自己の資金を原資として支払う場合には、当該部分については、前述の使途に係る制限は受けないものとします。

4. その他

- 日本総研とモデル団体との間で締結する契約書については、締結後、速やかにその写しを国土交通省に日本総研から提出することになります。